

令和6年度 新宿区喫煙専用室等整備費助成ご案内

望まない受動喫煙を生じさせない社会環境の整備推進の一環として、喫煙専用室等を屋内に整備する中小事業者などに、設置等費用を助成します。

募集期間 令和6年4月5日（金）～12月27日（金）

（先着順に受付・予算額に達した時点で受付終了）

※工事は、令和7年2月28日(金)までに実績報告書を提出できるよう完了しなければなりません。

工事前に事前申請が必要なため、まずはお相談ください。

（新宿区健康部衛生課管理係 ☎03-5273-3838）

助成内容

喫煙専用室等を設置・改修・移設する際の整備経費の助成
（対象経費：工事費・設計費・備品・機械装置費等、
消費税相当額は経費に含まれません）

助成率

対象経費の9/10

助成限度額

250万円

助成対象者

- ① 区内にある第二種施設（会社、娯楽施設、美容院など）の管理権原者及び管理者であり、宿泊施設及び飲食施設を営む者以外の中小事業者で、かつ大企業が実質的に経営に参加していない者
- ② 区内の複合施設又は中小企業が営む施設を1つ以上含む複数の施設で、共用の喫煙専用室等の設置を行う者
- ③ 区内のたばこ販売店で中小事業者

助成要件

- ① 設置場所が新宿区内にあること
- ② 設置場所が、風営法第2条に規定する風俗営業を行う施設ではないこと
- ③ 喫煙専用室等の床面積が概ね2㎡以上であること
- ④ 喫煙専用室等が無料で利用できること
- ⑤ 国・都などから補助金を受けておらず、少なくとも整備後3年間運営を行うこと
- ⑥ 区が指定する場所に、区が指示する内容を記載した案内表示をすること
- ⑦ 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖型の構造物であること
- ⑧ 法令等で規定する基準を満たしたものであること
- ⑨ 法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること
- ⑩ 望まない受動喫煙を生じさせることがないよう十分な措置をとること



受動喫煙の
ない社会を!

手続きの流れ

まずはお問合せを！

申請（書類作成・提出）

提出書類（詳細は、別紙チェックリスト参照のこと）
喫煙専用室等整備費助成金交付申請書
登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
設置場所の周辺地図、喫煙専用室等の図面
設置等経費の見積書の写し
同意書（所有者の同意書など）
その他区長が必要と認める書類

審査・決定

現地確認と提出書類の審査をします。
適当であると認めるときは、助成金交付決定通知書により通知します。

工事契約・発注・施工～完了まで

交付決定通知が届いてから、工事に着手してください。
申請時の工事内容を変更する場合は、「変更申請書」により申請してください。
※工事は、令和7年2月28日(金)までに実績報告書が提出できるよう完了させてください。

完了報告

実績報告書を提出してください。（最終提出期限：令和7年2月28日(金)）
添付書類 設置工事等に係る領収書の写し
工事経費の内訳がわかる書類
その他区長が必要と認めるもの

助成額の確定・助成金の請求

現地調査等による審査の上、助成額を確定し通知します。
確定額の「交付請求書」を提出してください。

助成金の交付！

※助成金の交付後、喫煙専用室等の運営状況を確認します。また、虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けた場合、3年以内に当該喫煙所を廃止した場合などは、助成決定の全部又は一部を取り消し、助成金を返還していただくことがあります。

まずは、下記までご相談ください。

【問合せ先】新宿区健康部衛生課管理係 ☎03-5273-3838